

愛知みずほ大学における公的研究費の不正防止計画

平成28年1月28日
学 長 裁 定

愛知みずほ大学では、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため「愛知みずほ大学研究活動の不正行為防止規程」第4条の規程に基づき、不正防止計画を以下のとおり定める。

なお、この不正防止計画は、文部科学省からの情報提供、他大学等における対応等を参考にしつつ、随時、点検・評価を行いその都度見直しを図る。

1. 機関内責任体系の明確化

不正発生の要因	対応する防止計画
時間の経過により、責任意識が低下する。	最高管理責任者、総括管理責任者、研究倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者による定期的な打ち合わせを行う。 各責任者の異動があった場合は、引き継ぎ等を明確に行う。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生の要因	対応する防止計画
使用ルールとその運用が乖離する。	使用ルールに関する教職員対象の説明会を年1回開催し、ルールについて周知徹底する。 教職員を対象としたヒアリング調査等を年1回以上実施し、ルールの運用実態等を把握する。
公的研究費の原資が税金によってまかなわれていることに対して意識が希薄である。	教職員対象の意識向上を目的とした説明会を年1回開催する。 不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。 行動規範を作成し、周知する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	対応する防止計画
年度末に予算執行が集中する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況を調査する。 執行状況の悪い研究者に対しては、ヒアリング等を行う。
物品等の発注で業者との癒着が発生する。	教員が発注するすべての物品等の納品については、学園経理規則第37条に従い、必ず事務職員が検収作業を行う。
非常勤雇用者、アルバイトのカラ雇用・カラ勤務が発生する。	非常勤雇用者、アルバイトの雇用には、事務職員が積極的に係る。 勤務実態は、事務職員が把握する。
カラ出張や水増し請求が発生する。	出張報告書による証明資料等（研究会開催記録、学会参加証明書、搭乗券等）において事実確認を行う。

4. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	対応する防止計画
学内外からの相談・通報(告発)を受ける窓口がわからない。	学園公益通報者の保護等に関する規程に基づく相談・通報窓口は、ホームページ等により周知する。

5. モニタリングの在り方

不正発生の要因	対応する防止計画
不正使用に対するモニタリングが不十分であるため不正発生のリスクが高まる。	公的研究費の管理・監査が適正に行われているか年1回以上教職員に対しヒアリング等により調査する。 モニタリングは、不正使用に対応する防止計画が的確に実施されているか、制度改正に適切に対応しているかの観点から実施する。
監査体制が不十分である。	効率的、効果的な内部監査を厳正に実施する。抜き打ち監査も実施する。 監査結果は、最高管理責任者に報告するとともに学内に周知する。